

8月1日現在
人口 9,766 (先月より31人増)
男 4,843 女 4,923
世帯数2,416(先月より10世帯増)
面積 90.19km²
人口密度 108人/km²

広報 いながわ

昭和43年7月22日第三種郵便物認可 定価10円

差別をなくそう県民運動

8月1日～31日



町内小・中学校から応募のあったポスター

昭和四十年八月同和对策審議会の答申が出され、同四十四年七月に同和对策事業特別措置法が、十年間の期限立法として制定されました。同法は十年間で部露問題の解決を達成しようとしたもので、第一条(目的)にあるように、国や県・市・町が協力して、対象地域の経済、生活、福祉の向上などに努めることが目的です。第三条(国民の責務)では国民一人ひとりが同和对策事業の主旨を理解し、お互いの基本的人権を尊重し同事業の実施に協力しなければならぬとされています。また、第四条(国及び地方公共団体の責務)は、国

兵庫県では今月いっぱい同和问题推進月間として「差別をなくそう 県民運動」を展開します。同運動は、同和问题についての正しい認識と理解を深め、差別のない明るい社会をつくることを目的としています。

同問題を解決するため 環境は相当よくなってきまには、一人ひとりがお互いですが、今なお人の生まれの人権を尊重しあう人間性 たこころや職業で、人のよとの調和の精神をもち、みんしあしを決めつけたり、見なが自分の生活を豊かにす かけたりする考えが残つてる大切な問題として考えな います。人の身元を調べ ければなりません。その資料を販売したり利用 私たちの日常生活の中に するなど人間の尊厳を平気 は、まだまだ人権を侵害す で踏みしめる人もいます。る、すなわち人の幸せを踏 みにじる行為・言動がたく のまわりが気づいていない身 さんあります。この機会に 一人ひとりが、暮らしの中 の人権について考え、差別 をなくし、明るい町づくり を進めましょう。

身のまわりを ふりかえって

身分制度の厳しかった江戸時代につくられた差別が せることがあります。こう 今に残っているのが同和問 題です。この問題解決のた めに、同和对策事業が進め られて道路や家などの生活 なかに、みんなの幸せを求

正しく見る目を

私たちの身のまわりでは 優先させる考え方がありま す。世間体にとられても のことを判断することが多 目や、正しく見る目をもち 対象に「差別をしない」さ

め、差別のない社会をつくる道を切り開かなければなりません。なお、期間中の主な町の行事は次のとおりです。

△ポスターの掲示、立看板・垂れ幕の設置、広報車による巡回などで運動の主旨を訴える▽小・中学生を対象に「差別をしない」さ



差別のない明るい町づくりの拠点にと建設された木津総合会館

期限の延長と内容の充実を

「同和对策事業特別措置法」は、来年三月で期限切れです。そのため「このまま法律が打ち切られては困る。延長せよ」という気運が高まり全国の自治体をはじめ、労働組合や宗教団体なども加え、延長実現に立ち上がっています。

同法が施行され九年が経過した現在、なぜ同法の強化延長が必要であると叫ばれているのかを考えてみる必要があります。

同和对策事業特別措置法

第七条(特別の助成)の定めでは、同和对策事業に必要な経費は、国が負担補助することになっています。この負担、また補助したのをはじめ、各自自治体でも立ち運ぶことができ、残り三分の一が町負担となつていきます。

問題が除外されているなどです。次に法の運用面でも、国は同対法がスタートした約四年後に同和对策事業を設置したのをはじめ、各自自治体でも立ち運ぶことができ、残り三分の一が町負担となつていきます。

三点めは、法律の対象が対象地区に限定されている論に、いわゆる「逆差別」論に見られる「なぜあの地区だけに...」という反発感情が生れたことです。

これらの結果、対策が非常に遅れ、期限が来年三月に迫っているのに、対象事業は、全国平均で計画の三分の一程度しか進んでいないといわれています。それ故、同法の改正・延長が強く望まれます。

先の国会でも、同法の延長について論議されましたが、結局見送られ、次期国会に持ち越されました。同和对策事業特別措置法は、単に期限の延長にとどまることなく、対策の質的転換を図らねばなりません。そのためには「もう一度、同和对策審議会の設置、基本法か人権法をつくるべきだ」ともいわれています。

同対審答申からの歩み

昭和35年8月	政府「同和对策審議会設置法案」を可決
36年12月	内閣総理大臣が、同対審に対し諮問
40年8月	同和对策審議会答申
44年7月	同和对策事業特別措置法の制定
46年10月	猪名川町同和教育協議会が発足
47年4月	同和对策室を設置
48年4月	町同和对策審議会を設置
48年5月	町長が町同対審に諮問
48年5月	同和对策特別委員会を設置(町議会)
48年8月	同和教育室を設置(町教委)
48年9月	同和对策事業推進連絡協議会が発足
48年11月	町同和对策審議会中間答申
49年9月	町同和对策審議会答申
	町同和对策事業計画策定
52年5月	猪名川町同和教育協議会を猪名川町同和教育研究協議会に改称
52年10月	町同和对策事業の進捗状況と点検
52年12月	同和对策事業特別措置法の強化延長を決議(町議会)

